



国民年金保険料の免除制度のご案内

「令和3年度の免除申請」を7月1日から受け付けます。



■ 保険料免除制度とは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は、翌年の6月分までです。2年遡って免除申請できます。

免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

免除申請には、年金手帳などが必要ですが、他にも離職時期等によっては、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など添付書類が必要な場合があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、年金保険料の納付が困難な場合は、保険料免除申請をご検討ください。

■ 全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の $1/2$ （平成21年3月分までは $1/3$ ）が支給されます。

■ 一部納付（免除）制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

■ 4分の3免除

保険料の $3/4$ の額が免除され、残りの $1/4$ の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、 $3/4$ 免除の期間は全額を納めたときの $5/8$ （平成21年3月分までは $1/2$ ）で計算されます。

■ 半額免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの $6/8$ （平成21年3月分までは $2/3$ ）で計算されます。

■ 4分の1免除

保険料の $1/4$ の額が免除され、残りの $3/4$ の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、 $1/4$ 免除の期間は全額を納めたときの $7/8$ （平成21年3月分までは $5/6$ ）で計算されます。

※保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

● 申請・問合せ

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973